

徳島市東富田コミュニティセンター利用料金表

(単位：円)

区	分	室						冷暖房設備 使用料 (コインタイマー)		
		午前 (9時~12時)	午後 (13時~17時)	夜間 (18時~21時)	午前~午後 (9時~17時)	午後~夜間 (13時~21時)	全日 (9時~21時)			
1	和室	地区内	飲食なし	1,600	1,600	2,000	2,400	3,300	4,600	30分又はその端数を増す毎に200円
			飲食あり	2,100	2,100	2,600	3,100	4,300	6,000	
		地区外	飲食なし	3,000	3,000	4,600	5,400	7,200	9,800	
			飲食あり	4,500	4,500	6,900	8,100	10,800	14,700	
	中会議室	地区内	飲食なし	1,000	1,000	1,700	1,800	2,600	3,300	30分又はその端数を増す毎に100円
			飲食あり	1,300	1,300	2,200	2,350	3,400	4,300	
		地区外	飲食なし	1,800	1,800	3,300	3,600	4,600	5,900	
			飲食あり	2,700	2,700	4,950	5,400	6,900	8,800	
	小会議室	地区内	飲食なし	500	500	700	800	1,200	1,500	30分又はその端数を増す毎に100円
			飲食あり	600	600	900	1,100	1,600	2,000	
		地区外	飲食なし	900	900	1,600	1,700	2,400	3,100	
			飲食あり	1,400	1,400	2,400	2,600	3,600	4,700	
2	和室	地区内	飲食なし	1,000	1,000	1,300	1,800	2,300	2,600	30分又はその端数を増す毎に100円
			飲食あり	1,300	1,300	1,700	2,350	3,000	3,400	
		地区外	飲食なし	1,800	1,800	2,300	3,000	3,900	4,600	
			飲食あり	2,700	2,700	3,450	4,500	5,850	6,900	
	大会議室	地区内	飲食なし	1,800	1,800	3,300	3,000	5,200	6,500	30分又はその端数を増す毎に400円
			飲食あり	2,350	2,350	4,300	3,900	6,750	8,450	
		地区外	飲食なし	4,200	4,200	7,800	7,200	11,700	15,600	
			飲食あり	6,300	6,300	11,700	10,800	17,550	23,400	
	調理室			1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	30分又はその端数を増す毎に100円

※ 区分の「地区内」は、申込者が地区内に住所を有する個人若しくは主たる事務所を地区内に有する団体等で、施設の利用者のうち半数以上が地区内に住所を有する場合又は申込者が前記以外の個人若しくは団体等で、施設の利用者のうち4分の3以上が地区内に住所を有する場合で、事務局の承認を得た場合をいう。

※ 区分の「飲食あり」は、施設の利用時に、湯茶程度のものを除く飲食を伴う場合をいう。

※ 営利を目的とする利用の場合の室料は、「飲食あり」料金とする。

※ 調理室においてガス設備を使用した場合の付属設備使用料は、各利用単位（午前・午後・夜間）それぞれに1,000円とする。

※ 利用時間には、準備及び原状復帰（片づけ等）に要する時間を含むものとする。

注1 定期利用（概ね毎月2回以上の利用を3か月以上継続又は毎月1回以上の利用を年間8か月以上継続）の場合の利用の可否及び利用料は、利用頻度及び利用目的等を基に事務局が決定する。この場合、定期利用者は、事務局の承認を得たうえで利用料を月毎又は期間毎に納付することができる。

2 冷暖房設備以外の付属設備等使用料は、前納又は利用日当日を含め3開館日以内に納付することとする。ただし、注1に規定する定期利用の場合は、定期利用に係る室料の納付時に合わせて納付することができる。

3 徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則（平成13年3月28日徳島市規則第14号）第2条第1号から第3号に該当する場合は、室料及び付属設備使用料の一部又は全部を免除することができる。

4 東富田コミュニティ協議会の構成団体が利用する場合で、その目的等により、会長が必要と認めるときは、室料及び付属設備使用料の全部又は一部を免除することができる。

(令和4年2月1日現在)